

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 21年 6月 26日

【会社名】 株式会社 南日本銀行

【英訳名】 The Minami-Nippon Bank,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 森 俊英

【最高財務責任者の役職氏名】

【本店の所在の場所】 鹿児島市山下町1番1号

【縦覧に供する場所】 証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神2丁目14番2号)
株式会社南日本銀行熊本支店
(熊本市下通1丁目7番20号)
株式会社南日本銀行宮崎支店
(宮崎市橘通東4丁目6番29号)
株式会社南日本銀行福岡支店
(福岡市博多区冷泉町10番21号)
株式会社南日本銀行東京支店
(東京都千代田区鍛冶町2丁目3番3号 神田中央通ビル3
F)

(注)宮崎支店・福岡支店・東京支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取森俊英は、当行の第101期有価証券報告書(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。